

平成 27 年 6 月 24 日  
物流審議官部門物流政策課企画室  
観光庁参事官（外客受入担当）

## 「手ぶら観光」サービス拠点を分かりやすく明示するための 共通ロゴマークの申請受付開始について

～訪日外国人旅行者の利便性向上に向け、物流面でも取組強化～

### 【共通ロゴマークのデザイン】



### 【概要】

- 訪日外国人旅行者が鉄道等で大きな荷物を持ち運ぶ不便を解消するため、日本の優れた宅配サービスを活用し、荷物を空港・駅・商業施設等で一時預かりし、また、空港・駅・ホテル等へ配送するなどの「手ぶら観光」を物流審議官部門及び観光庁において促進中。
- 「手ぶら観光」サービス拠点を分かりやすく明示するための共通ロゴマークの申請受付を本日（6月24日）から開始。
- 訪日外国人旅行者に対する「手ぶら観光」の認知度向上のため、7月中下旬頃を目処に、共通ロゴマーク使用の承認と同時に、承認を受けたサービスを周知するためのホームページを開設する。また、パンフレットを作成し、JNTO（日本政府観光局）、海外旅行代理店、宅配事業者、交通拠点等の協力を得ながらPRを推進。

### 手ぶら観光のイメージ



観光  
買物 etc.

大きな荷物を持って  
日本国内を移動・・・

手ぶら

快適な日本観光！



観光  
買物 etc.



宅配サービス等を活用し、スーツケースや  
免税店等で購入したお土産品等を  
・空港・駅・ホテル等の宅配カウンターで一時預かり  
・次の目的地の空港・駅・ホテル等へ配送

### 効果

- 世界最高水準の宅配サービスでのおもてなし
- コインロッカーや列車内荷物置き場不足への対応（特に、オリンピック・パラリンピック開催時）
- 国内旅行の快適性・利便性向上
- 訪日リピーターの増加

#### 【掲出基準】

共通ロゴマークの掲出基準は、以下のとおりとします。

##### ①取扱可能なもの

スーツケース及び土産品（割れ物の取扱可）の配送または一時預かりの少なくともいずれか一方が可能であること。ただし、免税店（輸出物品販売場）においては土産品のみの取扱でも可とする。

##### ②配送日数

特定地域への当日配送、または特定地域への翌日配送が可能であること。

##### ③料金体系

料金体系の一覧を明示していること。

##### ④対応可能言語

英語による案内が可能であること。 ※補助媒体を活用した案内でも可。

##### ⑤補償制度

- ・手荷物の配送及び一時預かりに関する補償内容を分かりやすく掲示していること。
- ・英語による案内が可能な問い合わせ窓口が有ること。

※ただし、宿泊施設、商業施設、交通機関等において、本来サービスの一部として無料で提供されているもの等は承認の対象外とする。

#### 【使用要領及び申請様式】

共通ロゴマークの運用や申請の詳細については、以下 URL のホームページに掲載する使用要領及び申請様式をご確認下さい。

[http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu\\_freight\\_tk1\\_000069.html](http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_tk1_000069.html)

#### 【共通ロゴマークの承認及びホームページ、パンフレット等の作成について】

訪日外国人旅行者に対する「手ぶら観光」の認知度向上のため、7月中下旬頃を目処に、共通ロゴマークの使用の承認と同時に、承認を受けたサービスを周知するためのホームページを開設する。また、パンフレットを作成し、JNTO（日本政府観光局）、海外旅行代理店、宅配事業者、交通拠点等の協力を得ながら PR を推進します。

#### 問い合わせ先

○国土交通省 物流審議官部門物流政策課企画室 鎌倉、新井（内線：53-344）

代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8799 F A X：03-5253-1674

○国土交通省 観光庁 外客受入参事官室 高妻、小山（内線：27-609、27-610）

代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8972 F A X：03-5253-1563